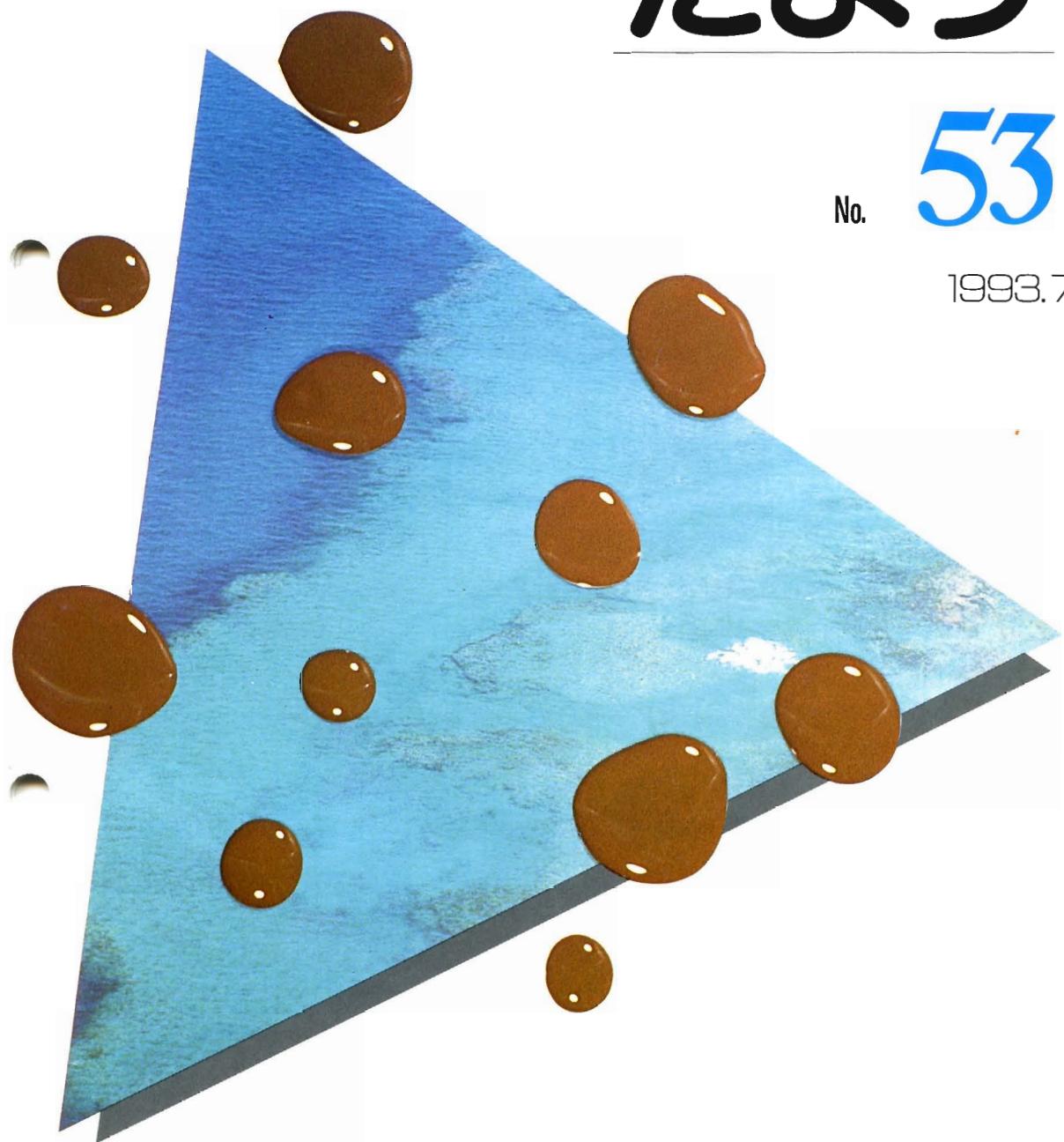


油濁基金 だより

No. 53

1993.7



財団法人 漁場油濁被害救済基金



砂浜に漂着したオイルボール
(平成5年3月17日発生、鳥取県東伯地区中部漁協)

目 次

(寄稿)

1 第53回「海の記念日」について／鈴木健寿	1
2 國際油濁会議の話／松本 謙	5

(随想)

オイルボール清掃に思う／橋本 徹	15
------------------	----

(基金記事)

1 労務費及び漁船用船費の改訂について	20
2 定置網漁業の漁具被害額算定に係る基準について	21
3 平成4年度事業の概要	23
4 平成4年度漁場油濁被害発生図	28
5 平成4年度漁場油濁被害発生状況一覧表	29
6 中央審査会の動き	32
7 役員の選任について	35
8 評議員の委嘱について	36
9 中央審査会委員の委嘱について	37
10 油の流出事故確認情報について	38

(官庁等人事異動) 40

(編集後記)

(人物紹介) 鹿児島県漁連／阿久根正博

(寄稿)

第53回「海の記念日」について

運輸省海上交通局総務課

係長 鈴木健寿

四面を海に囲まれ、また、国土面積当たり海岸線の延長距離が長い我が国は、古来、海上輸送、産業、漁業、文化などの面で、海と深くかかわってきました。

特に最近では、科学技術の進歩や余暇時間の増大を背景に、海洋開発、海洋性レクリエーションの普及など「海」の利用は急速に多様化してきています。

また、海上に安全性の確保や全地球規模での海洋環境の保全が求められています。

このような「海」とのかかわりを再認識するとともに、「海」の積極的かつ多面的な利用と開発、海洋環境の保全、海上交通の確保等を図ることが重要であり、広く国民各層の「海」への関心と理解を

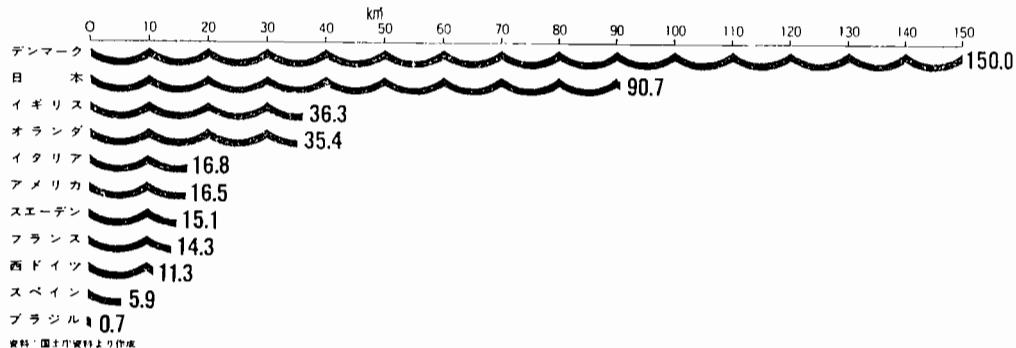
深めていただくため、昭和16年に次官会議により7月20日を「海の記念日」とすることが決定され、本年で、第53回を迎えます。

この7月20日は、明治天皇が明治9年の東北・北海道御巡幸の帰途、灯台視察船「明治丸」で、青森から函館を経て、横浜に御安着された日にちなんだものです。

軍艦以外の汽船で、当時の最優秀新造船であった「明治丸」を御召し船とされたことが、将来の海洋国家日本を予言するものとして、国の記念日とするにふさわしい日とされたわけです。

また、「海の記念日」を盛り上げ、海事思想の普及活動を展開するため、「海

●主要国々の面積当たり海岸線延長（単位： $\frac{\text{km}}{\text{km}^2} \times 100$ ）





明治丸は現在、重要文化財として東京商船大学の構内に保存されています。

(総トン数：~~1,037~~トン、長さ：73.8メートル、幅：8.9メートル)

の旬間」（7月20日～31日）を設け、全国各地で多彩な行事を実施しています。

海の記念日を国民の祝日「海の日」に！

「海の記念日」（7月20日）には、全国各地で記念式典や祝賀会を開催し、海事功労者等の表彰などが行われています。

また、最近においては、この記念日を国民の祝日「海の日」とするため、海事関係団体を中心に、国民の祝日「海の日」制定推進国民会議を設置し、地方公共団体の議会に呼び掛け、祝日に関する意見書の採択（H5年4月19日現在1,161が採択）を推進しているところであり、ま

た、国民各層への署名活動を行うとともに広報活動等を積極的に進めています。

皆様も署名活動に協力していただき、国民の皆さん之力で祝日化を実現させましょう。

「海の旬間」のイベント

「海の旬間」の期間には、中央では「海の記念日」記念式典を開催し、海事功労者に対して運輸大臣表彰を行います。

また、「海や水辺をきれいにするキャンペーン」を実施し、海をきれいにするための一般協力者の表彰を行うとともに、全国規模で、港内や海浜等の清掃、

平成5年4月19日現在

都道府県庁所在地及び全国主要港湾関連都市における意見書採択状況

	議会数(港湾数)	意見書採択議会数
都道府県	47	36
県庁所在都市	46	32
特定重要港湾関連都市	39(21)	30
重要港湾関連都市	143(112)	115
合計(1)	248(133)	186

* 県庁所在都市と各港湾関連都市は重複する場合がある。

その他の採択済み市町村合計 (2)	975
意見書採択議会総数 (1) + (2)	1,161

マリーナ周辺の美化運動及び広報活動を展開する。

ミス マル・レイナがイベントに花を「海の旬間」のキャンペーンガールとして、今年も第8代目のマル・レイナが決定しました。

ミス マル・レイナ(海のプリンセス)には、梁川知紗子さん、マル・レイナラブリーには大島明美さんと池内心さんが選ばれ、全国で開催される海上・街頭パレード、ヨット、モーターボートレース、マリンフェスティバル等の各種イベントに参加して、キャンペーンソングを歌うなど花を添えることになります。

皆さんもイベントで、マルレイナに会う機会がありましたら、是非応援して下さい。



左 大島さん 中央 梁川さん 右 池内さん

北海道で「第8回海の祭典」を開催

「海の祭典」は、「海の記念日」の趣旨を定着させ、国民各層の海への関心と理解を深めることを目的に、運輸省の提唱により、昭和61年から北九州市、神戸市、名古屋市、横浜市、東京都、新潟県、宮



第8回「海の祭典」

主催/第8回「海の祭典」実行委員会

県の主要港湾都市で盛大に開催されました。

“ロマンチック・まりん・北海道’93”

第8回目の今年は、小樽市を中心とし、記念式典をはじめとして「海」をテーマとしたシンポジウム「ポートルネッサンス21フォーラムイン北海道」、小樽港をステージとした「まりんフェスティバル」など多彩な行事が7月20日から8月1日にかけて盛大に繰り広げられます。

北海道は開拓当初から海を通じて産業や経済が発展してきており、近年では、

都市化の進展や余暇活動の活性化などから、港湾などのウォーターフロントの整備、海洋環境の保全が求められています。

「海の祭典」の開催を機会に、本道の海の重要性を広くPRし、親しみやすい港づくりなどを通じて、道内沿岸地域の活性化や北海道観光のイメージアップを図る契機とともに、道内港湾所在都市などとの連携、各界の協力のもとに、多彩なイベントを通じて道民への海洋・海事思想の一層の普及を図るもので

国際油濁会議（インターナショナル オイルスpill・コンファレンス）の話

油濁研究所 松本 謙

まえおき

今年7月にはご承知のように東京で、第19回先進国首脳会議（サミット）が開催された。日本が議長国で、宮沢首相がホスト役を務められた。

このサミットは、出席の各首脳同士の率直な意見交換に意義があるとされて来ているが、最近のマスコミの報道によれば、年々儀礼化して内容が形式化して、サミット不要論の批判も一部の関係国の人間で出ているとのことである。そこで東京サミットでは特にサミットの在り方に見直しに力点がおかれたとも伝えられている。

サミットでは、会議の成果は政治宣言や経済宣言の形で、合意が行われた事項等を中心に発表されるのが普通である。何故冒頭サミットの話を持ち出したかというと、標記の国際油濁会議が、世間で常識化している会議というものと、少々性格が違うからである。大体会議というものは、目的があって、話し合いの結果何等かの結論を出すというのが普通である。ところが、この国際油濁会議は、参加者も千人規模の大掛かりなもので、結論を出すことはせずに、見たり、聞いた

り、言ったりすることに重点がおかれ、そのための会場、日程、会議の運営にかなりの工夫がこらされている独特のもので、わが国では例を見ない。

従って困ることは、自費以外の費用で参加する場合の所属組織内の事務手続きの場合である。主催者の参加要請状乃至はそれに見合った形の文書の発行は全くない。出される文書は案内状で、何時、何処で、参加費いくらで、内容はこういうものだという概略があらかじめ知らされるだけである。決して、是非とも参加してほしいというような調子のものでないから、ビジネスのために参加するという必然性が薄いのではないかと、承認者側から誤解されやすいなどの難点がある。会議で、合議の形で結論が出されることはなく、結論は参加者1人1人が、それぞれの胸の中で、しかるべき描くということにしてあるのが、大きな特徴である。各自がそれぞれ違った結論を持った場合は、それはそれでよいとされる。わが国ではちょっと考えられないことである。逆にそれが自由主義世界の自由のまた的一面でもある。

国際油濁会議が発足してから、今年3

月末に米国フロリダ州の首都タンパで開催されるまで13回の回数を重ねている。2年毎の隔年開催であるから、既に約26年の年月が経過している。4分の1世紀の間に、消滅しなかったところを見ると、それなりの意義がある、との証明である。米国のみならず、世界の関係国との間で、それなりの評価があったればこそ、今日まで継続されて来たのであろう。ちなみに次回の第14回会議は、1995年3月20日から23日までの間、米国カリフォルニア州ロングビーチで開催されることになっている。まえおきがやや長くなつたが、以下1. 会議の名称、2. 会議の特徴、3. 会議の内容、4. 会議に期待するもの、5. 会議の参加方法、むすびの順で述べることにする。

自分のことを言うのは恐縮であるが、筆者は1977年3月、米国ルイジアナ州ニューオリンズで開催された第5回会議はじめて参加して以来、この会議の魅力にひかれて、何時の間にか今日まで連続9回の参加実績となってしまった。

1. 会議の名称

英文の方は開催年を冠して、たとえば今年ならば、「1993インターナショナルオイルスピル・コンファレンス」となる。この表現は昔も今も同じである。一方、これを受けた日本文の方は訳者によってまちまちである。どれが正しくて、どれが間違っているということはない。皆正

しい。参考まで、例をあげる。「〇〇年海上油濁国際会議」、「〇〇年油濁会議」、「〇〇年米国における油濁会議」、「〇〇年流出油対策国際会議」等である。

2. 会議の特徴

(1) 会議発足の動機

遠因と考えられるのは、1967年3月、英国の南西部沿岸で発生したトリー・キャニオン号の原油大量流出事故である。直接動機としては、翌年発生した米国カリフォルニア州太平洋沿岸海域に存在する、サンタバーバラ海洋油田の原油連続流出事故である。大量の少なくとも数万Kt単位の原油が流れるとすれば、原因者側だけで対応を講ずるのは無理であることが判明した。単に理解されたというよりも、当事者を含む関係者が思い知られたという方が的確であるかも知れない。民間は民間同士で、官は官同士で協力しても限度がある。民間が官と協力して、平常時からいわゆる文殊の知恵を出し合って、大規模の油流出事故対策を協議しなければ、いざというときに、全く体制が機能しないということである。全く機能しないということが言い過ぎであるとしても、十分に機能しないということは間違いないところである。米国の長所は、よいと気が付けばその対応が速いことである。そして現在のような沿岸警備隊(USCG)、米国石油協会(API)、米国環境保護庁(EPA)の三つの輪の協力

体制の下での共催システムが確立されたのである。図はその三つの輪のシンボルの例である。

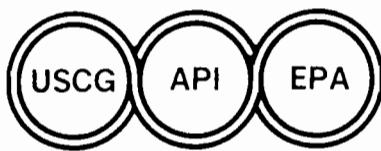


図1. 共催のシンボルマーク

(2) 少人数幹部による効率運営

会議の運営は、親委員会として1名の委員長、2名の副委員長の下に6名の分科会会長、5名の委員の合計14名の実力者によって、円滑に大過なく行われている。これらの実力者は、共催者側より出ている。

(3) 会費制

参加希望者は、所定の会費を払えば、国籍、年令、男女の区別なく、自由に会議に参加できる。

今年の会議を例にとれば、約1,500名、約30ヶ国の参加者があり、その中で約10%が女性であった。資機材展示会場関係の業者数は約500名で、これは会議参加者には含まれない。

会費は事前に申し込んだ場合は、当日申し込みに比較して約2,750円安くなり、約27,500円で、会期中の通行証（名札）と論文集が貰える。

(4) 開催地と開催日

開催地は米国内の主要都市に限定されている。以前はホテルが利用されたこと

もあったが、資機材の展示場にとって、どうしても手狭になると、費用がかかり過ぎる等のため、市（地方自治体）の公共施設が使われるようになっている。いわゆる「コンベンションセンター」あるいは「コンベンションホール」と称するものである。

開催日は、2月又は3月の間であり、期間は3日乃至4日である。この2月とか3月の開催だと、日本では会計年度の関係で、期末を控えて何かと忙しいときであり、あらかじめ予算の手当をするうえで、やりにくいという声がある。6月とか7月とか、他の月だと出やすいのにということである。米国で都合のよい月が、日本では都合がわるい月ということで、これも日米あべこべ談議のささやかな例の一つである。

(5) 参加者本位主義と公開主義

論文発表にせよ、映画やビデオ上映にせよ、内容はすべて開放的である。今年の会議では、1991年4月のイタリアジェノア沖のタンカーハーベン号海難事故報告で、題目だけ印刷され、内容が全部削除されて白紙であるという珍しい出来事があった。筆者の記憶では従来このようなことはなかった。これは全く例外で、側聞によれば、原油の爆発炎上による補償の係争中のための由。

論文の発表や16ミリ映写を通して、会議参加者の同意を求めるというようなことは極力避けて、参加者の単なる参考に

供しようとする配慮が貫かれている。参加者がその気になりさえすればかなりの情報の収穫になると思われる程、参加者は新規情報の機会が与えられている。主催者本位のものではないことが、回を追って判明しているように思われる。

3. 会議の内容

(1) 論文発表とポスターセッション

会議は、論文発表を中心で、複数の会議室でそれぞれ座長の司会の下で進められる。一方、ポスターセッションは、プログラムに示されている時刻に、会場になっている資機材展示場の一角の壁際の細長テーブルに、説明者が着き、あらかじめ壁に掲示されている図、表、写真等について、おおよそ20分～30分程度説明し、質疑応答が参加者との間で交わされる。

論文発表は、事前に120編程度のものが製本されて、各参加者に配布されるので、参加者は事前に、聞きたい論文の内容を論文集で予習しておくことができる。

(2) 映画・ビデオ上映

関係映画やビデオの上映は専用の会場で催される。3日間の期間で、大体午前10時から午後4時半位迄の間、十数本のものが反復上映されるので便利である。日本関係のものとしては、1983年3月、テキサス州サンアントニオで開催された第8回会議のとき、味の素（株）製作の「アミノ酸油ゲル化剤」（18分物）が上映された。

この内容はなかなか見ごたえがあり、日本のものだからというひいきの気持を無視して全く第三者の目から見ても、かなり良い作品であったと今でも記憶に残っている。

(3) 資機材展示

資機材の展示は、かなり広い場所が必要であり、必要に応じ屋外の空地に、大型油回収装置等がコンテナに収納された状態でトラック台車に積まれている。展示の傾向を見る限り、オイルフェンスや油回収装置は、大規模油流出事故に十分見合うように、しかも外洋のきびしい波浪にも耐えられるように堅牢且つ大型化してきている。ひと昔あったような見るからに弱々しい資機材類は影をひそめてしまった。

米国沿岸警備隊（USCG）、米国環境保護庁（EPA）、米国石油協会（API）等の出店（ブース）もあり、種々の資料、パンフレット類を無料で提供してくれる。正直な話、これらの機関は、平素からそれなりの調査研究の実績があり、自信とプライドを持ってサービスしている印象である。

(4) デモンストレーション

このデモンストレーションは2種類の意味がある。一つは昔からよくある実演と称するものである。代表例としては、油にまみれた海鳥を救うためのクイッククリーニング（迅速洗浄法）である。

油を羽毛から洗い落とす洗浄液と、油

気の抜けて水はじきが低下した羽毛への塗布油、鳥への気つけ薬と栄養剤（疲労回復薬）をセットしたものを販売する。大きななたらい様の容器に油を入れ、無理やり海鳥をつけ、油にもがく可愛そうな状況をつくり出してから、シャンプーよろしく洗浄液を振りかけ、水洗し、ぎゃーぎゃー鳴く鳥を手際よくきれいにし、バスタオルで水気を拭きとり、油をつけて、くちばしから気つけ薬をスポットで注入し、ぐったりした海鳥が大きく羽ばたくと、見物人は大拍手という光景が出現する。わが国では、油濁事故の報告で、海鳥の被害が発表されることはまずないが、欧米では必ず何羽という工合に具体的な数字で示される。この辺も日本と外国との文化の違いということがいえそうである。

もう一つは、いわゆる油防除訓練と称するもので、内容そのものはわが国で行われているものとそう違いはない。唯少々

違うところは、民間ベースであるので、沿岸警備隊関係の出番は少なく、ほとんど民間の船であり、民間の航空機（ヘリコプターが主）である。この訓練は2年前のサンディエゴの第12回会議のとき、ロングビーチ沖で行われたのが最初で、今回の会議では会場のコンベンションセンターの岸壁周辺海域で行われた。

見学者は岸壁から目の前で繰り広げられる訓練状況を見るだけで済むので、見学は楽であった。前回のロングビーチでは、見学者は2隻の大型フェリーに乗って見なければならなかったので、行き来が大変であった。この訓練では、現在どういう資機材が主に使われているのか、よく分かるので、何かと参考になる。わが国の例のように、想定の下に実施する形でなくて、見せる形である。

次に写真、1、2、3、4に会場の模様をそれぞれ示す。



写真1. 会場のコンベンションセンター



写真2. 沿岸警備隊の油防除資機材緊急輸送台車

(オイルフェンスと油回収機がそれぞれコンテナに収納されていて、)
(迅速にすぐ目的地へ運ばれてゆくようになっている。)



写真3. 油漂流追跡ブイ受信局台車

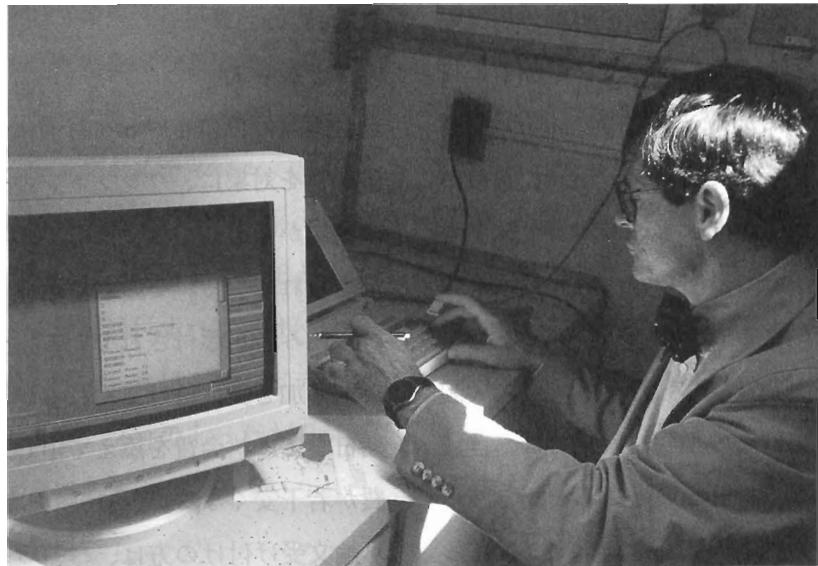


写真4. 油の広がり状況を追跡ブイからの受信による推定光景

(油漂流追跡ブイ受信局で油の拡散と同調して漂流するブイからの発信
(電波を受信し、画像の海面に赤点として位置が示される。)

4. 会議に期待するもの

人によってこの会議に対する期待には幅がある。

前述の会議の沿革のところで触れているように、最初は一つ、一つの単独の組織では大規模の油流出事故には対応できないという教訓から会議が発足している。

筆者の注文例としては次の事項である。

① マンネリ化を避けること

そのためには、参加人員が増加することは世界の動向からやむを得ないものの何がしかの歯止めが必要と思われる。博覧会化しては、会議の話合いの趣旨からは全く離れてしまう。

② 世界の主要資機材基地コーナーの設置

展示場のブースで、たとえば英国の OSSC (ササンプトン) やノルウェー

のNOFO (海洋油田支援基地) のような有効な資機材を配備した優れた資機材基地の最新の情報を提供する。

③ 油濁事故教訓コーナーの設置

展示場のブースで、過去の代表的な油濁事故の記録と教訓の提示サービスを行う。

④ 油濁対策相談コーナーの設置

展示場のブースにそれぞれ専門家をおいて、各種の相談に応じるサービスを行う。

5. 会議の参加方法

会議の参加の道は三つある。一つは会費を払っての一般参加である。この中には論文の発表も含まれる。もう一つはフィルムフェスティバル (映画上映) 部門への出品である。16ミリ映画の外、最近

ではビデオも多い。10分から25分程度の上映長さのものを提供して、参加者に見て貰うものである。事故時の油防除活動の記録、新規開発資機材の紹介、資機材の配備状況等、およそ油濁対策上、参考になると思われるものが内容の対象になる。論文の発表や、パネルディスカッション（自由討議）、ポスターセッション（図や写真を掲げての説明討議）では、言葉の壁があって、肝心のところを聞き洩らす難点があるが、映画やビデオでは言っていることはよく分らなくても、見れば分かるという利点があり、非英語圏の日本の参加者に重宝がられているようである。残りの一つは資機材の展示である。これはメーカー側のことになるが、宣伝を兼ねての売り込みというところである。日本のメーカーの出品は皆無に近いといってよいだろう。全く過去になかったわけではないが、米国現地会社の名前を使い、製品名も新しい名前での展示で、営業上の利点はほとんど期待できない由で、日本のメーカーとしては、米国におけるアフターサービスが難しく、採算がとりにくいとのことである。とにかく、今年3月の会議の展示会場には、約250の出店（ブース）があったが、全部欧米メーカーの製品で占められ、資機材のうえでわが日本は、世界で孤立しているように見える。日本では、国産の資機材は、残念ながら、大部分は国内だけに通用するもので、海外で通用するものは少ないと思わ

れる。

(1) 一般参加

会議開催日の4～5ヶ月前に、前回の参加者を対象に、ワシントンの会議本部事務局から最初の議事日程（プログラム）が送られてくる。そのおり込みの中に、申し込み書が添付されている。会議当日でも参加を受け付けてくれるが、所定の期日までに、会費を添えて申し込むと会費が若干安くなる。（約10%程度）

論文受け付けの方は、ペーパーコールと称して、開催の1年前位に、前回の出席者に案内状が送付されてくる。会議が3月に開催されるとすれば、前年の2月頃に案内状が届き、5月迄に論文の要旨を英文で250字から300字の間にまとめて本部事務局に送付し、審査を受け、パスすればその旨の通知が8月に届き、9月のはじめの期限までに全文を本紙と写し10部を本部事務局に送付しなければならない。発表の時間は質疑の時間を含めて約20分程度であるので、15分位の説明で済む程度の内容であることが一つの目安で、使用するスライドの駒数も20駒以内と制限されている。

一方、論文以外に、図、表、写真、サンプル等を示して説明するポスターセッションの受け付けも平行して行われる。論文とポスターセッションの説明内容は、一つの国だけに適用するもの、一つの国だけに限って問題になっているものは共通性、普及性がないとのことで不採用になる。

手っ取り早く言えば、日本だけにあって、
外国にないものを取りあげても関心が薄
いということである。

(2) フィルムフェスティバル

おおむね論文募集の案内と平行して案
内が通知される。期日までに16ミリフィ
ルムやビデオを送付すれば受け付けて貰
える。素人のとった16ミリやビデオでは
無理なようで、プロのとったものが無難
であるようである。

(3) 資機材の展示

会議開催の1年前位から案内があり、
筆者は直接関係がないので、詳細は不明
であるが、本部事務局の方に問い合わせ
れば、要領を教えてくれることになって
いる。

日本のメーカー製品の中で、米国内で
生産されている場合、あるいは販売され
ている場合、手続きが楽である。そうで
なければ、日本からの輸送に相当のコス
トがかかるうえに、現地での荷ほどき、
展示会場までの搬入、後片付け等面倒な
ことが多々あり、日本国内での展示のよ
うにはゆかない。しかし将来、国産品で
国際的に通用し、性能が優秀で、外国で
歓迎される資機材が開発されることがあ
るならば、国際油濁会議での展示は、格
好の宣伝の場であり、これを利用しない
手はないと思われる。また資機材の展示
のみでなく、ソフト面の宣伝の利用も可
能である。

むすび

海が石油で汚染されることは困るとい
うことは、一つの国の問題だけでなく、地球
上に存在するすべての国々にとっての共
通の問題である。大陸の内陸部にあって
は、周辺が海と接していない国もある。
しかし、海の恩恵を受けない国はないわ
けで、海を永久にきれいに保つためには、
その方法について、各国の共通歩調が必
要になる。

海の汚染対策には、国際機関として国
連の機関をはじめとして、各種の機関が
存在する。関係する国際条約もあり、そ
れを受けての各國それぞれの関係国内法
がある。海を石油汚染から守るのは、第
一義としての役割は、海を汚染する側に
なる可能性が一番ある側にあることはい
うまでもない。

地球の地下資源としての原油の採掘、
パイプラインやタンカーによる輸送、石
油製品への精製、それらの各製品の各種
の輸送手段による流通、原油や石油製品・
半製品の貯蔵等、石油を直接取り扱う側、
荷主側、石油の利用者、消費者側、換言
すれば受益者側にとって、掛け替えのな
い海の保全は最大の義務である。

米国はじめ主要先進国では、水産関係
者の会議参加が昔から見受けられる。水
産関係者側からの油処理剤をはじめとす
る各種の油濁対策への提言が期待される。

この油濁会議を支える柱というべきス
ローガンは、①油濁の防止、②油濁の配

備、③油濁の防除である。前回までは、①油濁の防止、②油濁の変化、③油濁の抑制、④油濁の防除の四つのスローガンが掲げられていた。油汚染の補償事項は取りあげられていない。将来補償事項が取りあげられるようになるかも知れないが、そうなれば水産関係、損保関係の注目を一段と引くようになるであろう。

筆者は、国際油濁会議は米国が本気で油濁対策に取り組んでいる姿を映しているものと確信している。決しておざなりではない。本音と建前のギャップはないのではないか。米国を知るうえで、会議に参加する効果は大きいと思われる。

会議に参加することは、普通の観光旅行では絶対に得られない、何等かの感銘、たとえば国際協力、国際貢献の何たるかの一端を肌で感じとれるよい機会であると思われる。

百聞一見にしかずという格言があるが、国際油濁会議はまさにそれを地で行っている感じである。

ともかく多岐にわたる油濁対策の高水準の情報が外国人（米国民にとっては、我々日本人は外国人である）にとっても簡単に入手できることは有難いことである。ご参考まで今回の会議事務局の住所を次に示す。

1993 International Oil Spill Conference

655 15th Street, N. W., Suite 300
Washington, D. C. 20005, USA

Telephone : (202) 639-4202
Telefax : (202) 347-6109

ご関心のある方々の次回のご参加をおすすめしたい。

(以上)

(随想)

オイルボール清掃に思う

青森県小泊漁業協同組合

管理課長 橋 本 徹

(1) はじめに

ポロローン・ポロ……と内線電話音がした。そそくさと受話器を受けとると、青森海上保安部よりのオイルボールの漂着有無の問い合わせである。直ちに、磯回り漁業者にオイルボールの浮遊・海岸打上げの有無の聞き込みをしたが、その様子はないとの返答であった。

まだ、こっちの海岸には寄りつかないのか、それとも沖合を通り過ぎてしまったのかと思いながら、取り敢えず、漁協職員2名で海藻や流木の漂着しそうな場所を主体に調査した。

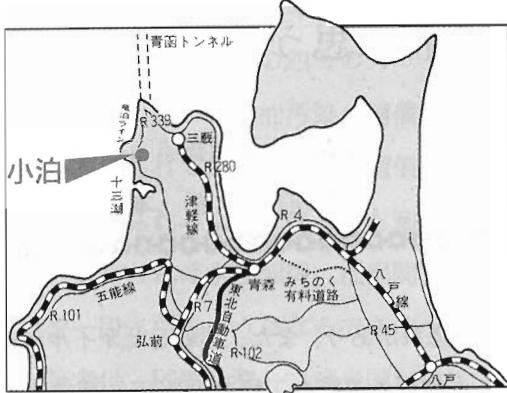
砂場には、荒天時に押し寄せた高波のうたかたのこん跡がたくさんあり、それらの曲線上に海岸には不釣合なまっ黒な固形が大小問わず無数に散在していた。岸辺には藻類やゴミに付着した黒褐色のタール状の油塊が漂っていた。また、プラスチック製品の廃材・漁網・空缶・家庭用品の廃材も大量に打ち上げられ、ゴミ捨場同様の状態であった。沿岸一帯はアワビ・サザエの好漁場であり、現在は岩ノリ摘みの最盛期であることから、荒天時に再流出して磯根資源に被害を与える

恐れがあり、また、漂着したオイルボールが春の藻類の干場に悪影響を及ぼす恐れがあった。年末も真近かな、あわただしい12月25日の出来事であった。

そういう状況下にあったが、当地区は、その後、シベリアおろしの季節風が吹き荒れ、清掃できる天候がないまま年を越した。仕事始め2日後の1月5日、海上の荒れもおだやかになったので、出勤後、直ちに調査した海岸を再度調査を行ったところ、更に打上げられたオイルボールの量が多くなっているのが確認された。——だんだん、自然環境になじまない来訪者の数が増えてきた。これからは、これらの招かざる客の種類・量とも増えてゆくのだろうか。

(2) わがふるさとと漁協

わがふるさと・小泊村は、青森県庁所在地の青森市の北西部の津軽半島の中央部を走る中山山脈の西側に位置し、北津軽郡の最北端にある。北東部に津軽半島の突端竜飛崎を控え、東は中山山脈によって三厨村と隣接し、北は津軽海峡を隔てて北海道渡島に対峙し、西は日本海に面し、南は市浦村に隣接した、東西13km、



南北16kmで、西南部に伸びた半島・権現崎を有するが、おおむね南北に細長い形をした総面積614km²を有する臨海山村である。

昭和50年に津軽国定公園に指定された本村は、バラエティーに富む海岸変化美を生かした海洋性観光地である。特に、長崎とともにわが国2大名岬といわれる権現崎、幻の国道といわれ昭和59年に開通した国道339道の竜泊ラインは代表格である。海拔229mの権現崎は、日本海上に獅子が横たわっているように突き出た巨大な岩山で、その突端は険しい絶壁となって海に落ちている。その景観は男性的な迫力があり、圧倒される。

人口5100人の村の産業は、漁業と観光が主である。活力的な地域社会を形成するための役割を果たしてきた水産業も、厳しい漁業環境の中、活力低下傾向にある。そのため、若者は漁業に魅力を感じなくなったのか、村外流出が多くなり、村は過疎化傾向にあり、深刻化してきている。そういう中にあって、春の息吹と



ともに漁村は躍動し、村民は額に汗し生活観を味わう。夏になると観光客と帰省客がどっと押し寄せ、五穀豊穣の願いをこめて行われる恒例の8月14日から8月16日までの権現祭に参加あるいは観覧し、本州最北端域の涼を満喫する。

小泊村には小泊漁協と下前漁協がある。両漁協ともイカ釣を中心とした漁船漁業で、設立当時から漁協としての役割を順調に推移してきたが、ここ2・3年前から、水場の膠着状態から低下傾向となり、今後、単協のみでは適正に運営できない状況になっている。そのため、県では合併・事業統合を推進しているが、両漁協とも自分の立場を認識し、早急に取組をしなければならない状況下にある。

私が勤務している小泊漁協は、昭和28年に設立し、現在、正組合員210名、准組合員269名で、イカ釣漁業、一本釣漁業、採貝藻漁業、小型定置網漁業を主体とした漁船漁業である。漁場は対馬暖流とリマン寒流が錯綜しているため、魚種が豊富である。主な水場魚種はスルメイカ・ヤリイカ・メバル・ベニズワイガニ・甘エビ・タラ・ブリ・サメ・タナゴ・ガヤ・タコ・ヒラメ・ソイ・タイ・マガレイ等である。貝藻類としてサザエ・アワビ・エゴ・ワカメがある。水揚高は12億円～15億円で推移している。

ここ10年前から、この好漁場に50tクラスの沖合底曳漁船が入って来たため、漁場破壊はもとより資源減少が顕著になってきた。また、沿岸域には悪質な密漁者が横行し、アワビ・サザエ等の減少は著しい。せっかくアワビの稚貝を放流しても、監視体制の隙間をぬって密漁するから手におえず、村・漁協は頭を抱えている。このような実情を踏えて、村及び両漁協は、漁業を取り巻く環境の厳しさのなか、この漁村に活性化方策を見い出そうと、漁業者250名の出席のもと、2回にわたって漁村フォーラムを開催した。

(3) きれいな海と共に

この村の漁業もきれいな海とともに発展を続けてきた。沿岸の岩礁地帯には、魚の住家とする藻場がいたるところにあり、その中には幾種類もの稚魚が群れをなして心よく泳ぎ回り、アワビ・サザエ

等もその当時の漁法では採り尽くせない程生育していた。

朝、イカ釣船が漁港に入ると、岸壁で待ち受けた家族は、イカをリヤカーに積み、それぞれの作業場に運び、イカをさき、干場にいかをかけ、村道一帯がイカのカーテンにおおわれていた。イカの内臓の一部は海に返されるのでそれに群がるカモメが朝の食事をとり、そのおいを嗅ぎつけたタイ・スズキも大きな姿を見せ岸辺に寄ってくる。沿岸では釣人がイカの内臓をつけスズキ・タイを釣り上げる光景も見られた。

休みになると子供達は海に遊び場を求めて、弁当とジャガイモをもって出かける。潜って採ったアワビ・サザエ・ウニをおかずにし、持って行ったジャガイモを海水といっしょに鍋に入れて煮込み、昼食時にみんなで食べたほどよい塩辛さのジャガイモの美味は脳裏にこびりついているだろう。—— 25年前のことである。

いまでも海水の透明度は保たれてはいるが、生活排水の垂れ流しや、河川よりの汚水の流入によるものか、磯焼現象は進んでいる。それに加え、珍客オイルボールのたびたびの出現もあなどれない。

(4) オイルボールって何～に

初めて聞かされたとき、オイルボールって、どんなものなのかと興味津々でした。調査のため海岸につれていかれたとき、黒い石ころが砂浜に点々と散在して、つ

かんで投げても石ころ同様に固かったので、何でこんなものでみんな騒ぐのかなと不思議に思った。

清掃作業に入って、漁業者やその家族がナイロン袋に拾い集めたものを燃やしはじめたとき、それは溶け出し、ジュージュー音をたてて燃えているのを見てびっくりし、自分の無知識にもまたびっくりした。出所はどこにせよ、液状のものが、海で浮遊しているうちに波でもまれ、化学変化を起こして球状の固体物となったものと思われ、何か生き物のように成長過程があるようと思われる。その間、ヌルヌルと海洋生物の環境に悪影響を与え、固体となって陸上に上がった時は、私達の環境にも被害を与える。どうあっても好まれない生き物のようだ。

(5) オイルボール清掃作業

私の勤務する小泊漁協では、過去に2回、今回と同じようにオイルボールが漂着し、漁民一体となって清掃した経緯がある。

前回と同様、平成5年1月のオイルボールも2cm～10cmを主体とし、海岸部に漂着した。海上保安部の分析結果では、オイルボールの成分はC重油であることがわかったが、出所先までは新聞誌上にはなかった。いずれにしても、アワビ・サザエ・ウニ・岩ノリの漁場に被害を与える恐れがあり、また、エゴノリ・ワカメの干場に悪影響を及ぼす要素があるため、早急に清掃作業に取りかかった。漁

協では関係機関にオイルボールの漂着と漁場に悪影響を与える恐れあることを通報し、県と県漁連と村役場担当に現場の被害状況を確認してもらった。その後、県漁連と村役場と漁協とで協議し、清掃手順の原案を作り、村内各団体と漁業者各団体の責任者を招集し、清掃手順の原案に基づき、清掃作業の日時・場所割・従事者人数の配分等を決めた。清掃当日は東の風5m程で冬期間にしては穏やかな天候であった。朝8時から午後4時までの作業で、参加人員は男28名、女58名である。岩場には男性が配置され、砂場には女性が配置された。何ぶん岩場には道路がなく雪のかぶった岩場を歩くため、危険性を伴い、作業員は転落には充分注意をし、作業をした。作業している人の顔をみると、既に昔の若者で、顔に充分な年輪が刻まれていた。さぞかし体にこたえるだろう。作業者の会話に耳を傾けると、

「沿岸漁民のことを考えずに、こんなものを投げているのか。」

「自分達が良ければ、それで良いと思っているのか。」

「国内・国外船を問わず、油濁の投棄は絶対禁止すべきだ。」

「投げた奴がわかったら、この黒玉を食わしてやる。」

「こんなことを繰り返されては、海に魚も貝も何もかもいなくなってしまう。」

「他人に尻ぬぐいをさせると、ひど

い奴だ。」

などの憤りの内容である。

集積したオイルボール、その付着したプラスチックの廃材他を燃やす漁業者の表情は、憤りの頂点に達した顔であった。

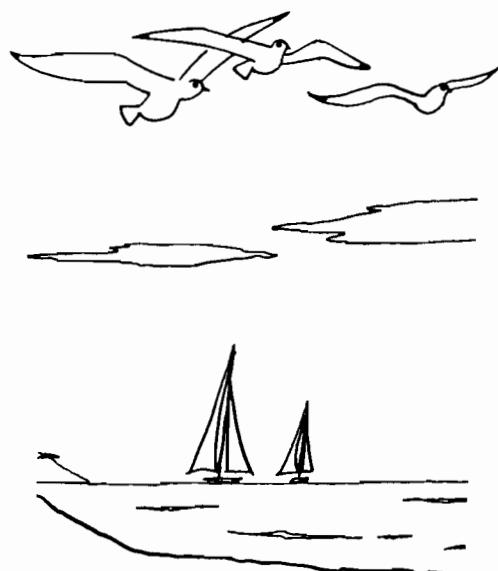
(6) おわりに

この清掃作業をするに至った原因者は、県・村担当課、保安部・県漁連・油濁基金等の大勢の人達に迷惑をかけ、素知らぬ顔して、また同じことを繰り返すだろうと考えるとき、漁業者と同様、憤りを感じる。

海の包容力と清浄力を過信しているのではないか。そうだとしたら、それは間違いである。海は我々に生活できるだけのものを与えてくれるのだから、汚染してはならない。

そのことを不法投棄者に周知徹底する必要がある。海の恵みを受ける人は海の包容力と清浄力の限界を認識すべきである。

それがわかったとき、海にやさしさを示すようになるのではないだろうか。



(基金記事)

労務費及び漁船用船費の改訂について

労務費及び漁船用船費の支弁額の上限を、平成5年4月1日より次のように改める。

ただし、著しい危険もしくは汚染を伴

う作業、又は高度の技能若しくは肉体的労働を要する作業と認められる労務費については、最高1時間当たり110円までの金額をこれに付加し得るものとする。

労務費（1時間当たり）

	新	旧
労務費	920円	920円

漁船用船費（1日当たり）

	新	旧
1t未満船	18,200円	17,400円
1t～3t	22,800円	22,200円
3t以上船	45,700円	38,500円

（注）4時間以内の場合は半額とする。

定置網漁業の漁具被害額算定に係る基準について

—— 経緯及び中央審査会専門委員会の検討結果 ——

定置網漁具の被害額（残存価格）を算定するために使用する耐用年数については、従来事故の事例が殆ど無かったため当基金の「漁場油濁被害認定基準」においても格別な定めは無く、法定耐用年数とするか実態を勘案するか等は決めないままに推移してきました。

先般、比較的大きい定置網漁具の被害が発生し、中央漁場油濁被害等認定審査会において被害額認定の審議が行われました。この中で審議が行われた結果、今後、同様の被害が発生した場合に備えてこの基準を明確化すべきであるとの決定がなされ、同審査会の専門委員会を開催して検討することになりました。

(使用期間ごとの減耗割合)

使用期間	減耗割合	使用期間	減耗割合
未 使用	100/100	21カ月以上	50/100
3 カ月未満	90/100	30カ月以上	40/100
3 カ月以上 6 カ月未満	80/100	42カ月以上 54カ月未満	25/100
6 カ月以上 12 カ月未満	70/100	54カ月以上	10/100
12 カ月以上 21 カ月未満	60/100		

(注) 使用期間は実際に使用した月数で整理する。

このため専門委員会を開催して検討して頂いた結果、下記の基準を適用することとして中央漁場油濁被害等認定審査会に報告され、同審査会でも承認されました。

従って、今後定置網に係る漁具被害が発生した場合には、本基準を適用して被害額を算定することとしますので、当基金の業務に対する御協力を宜しく御願いします。

なお、網を用いた類似の漁具、養殖施設（のり網を除く。）の場合にも本基準が参考にされると思慮されます。

記

定置網漁具の被害額算定の基準

定置網漁具の残存価格は、次の基準により算出し、その価格をもとに全損、分損など被害状況に応じた割合により被害額を算出する。

(残存価格の算式)

$$\text{残存価格} = \text{取得価格} \times \text{減耗割合}$$

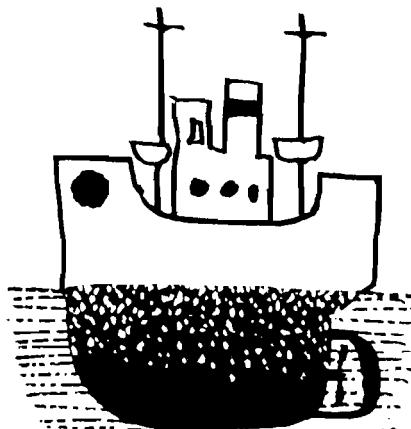
(取扱い上の留意事項)

- ① 減耗割合とは、油濁被害発生時に法定耐用年数に代えて、対象となる漁具の現在までの使用期間中の減価部分を控除するために使用する率である。

② 本表の減耗割合は、網のみでなく浮子、沈子、ロープ等消耗品以外の付属漁具（償却資産に該当するものに限る。）を含めて適用する。

- ③ 「取得価格」は、再調達価格ではなく当初の取得価格とする。

ただし、償却途中における大規模修繕分であって、その修繕により、使用能力を高める効果が長期にわたるものであると認められる時は、同修繕費を取得価格に上乗せすることができる。



平成4年度 事業の概要

当基金の平成4年度事業計画に基づき、原因者不明の漁場油濁に関する漁業被害救済事業、防除・清掃事業及び漁場油濁の防止に関する調査啓蒙事業を実施した。

漁業被害救済事業及び防除・清掃事業については、被害額等の認定のため中央漁場油濁被害等認定審査会（以下「中央審査会」という。）を開催し、慎重審議を行った。漁業被害を受けた県及び規模の大きい防除・清掃事業を実施した県については、県漁場油濁被害等認定審査会（以下「地方審査会」という。）を開き、基礎資料の収集及び審議検討を行い、その結果を中央審査会へ報告した。

基金は、中央審査会における審議結果を受け被害金額等を認定し、被害漁業者に対して救済金及び防除費を交付した。

調査啓蒙事業としては、油濁被害の発生を未然に防止又は軽減する対策を確立するための、調査研究及び技術開発を行うため、昭和59年度から開始した油濁被害防止対策事業を引き続き実施した。また、会報の発行、被害対策のポスターの作成を後援するなど関係者への啓蒙普及に努めるとともに、オイルボール漂着の常襲地区等における漂着状況実態調査を実施した。また、救済金等の配分状況検

査を実施した。

1. 漁業被害救済事業

平成4年度に漁業被害救済事業の対象となった漁業被害は、1件（4～3月）のみで、救済額は過去最低の1,319万円となり、前年度の3件、6,165万円を大きく下回った。

本年度の漁業被害は、6月に鹿児島県下の種子島で発生した定置網漁業の被害のみであった。例年、冬期に東京湾、伊勢湾、瀬戸内海で発生するのり養殖業の油濁被害が、本年は1件も無く極めて異例の年となった。

これが監視・取締りの効果、関係者の法令遵守等モラルの向上によるものであるならば極めて喜ばしいことであるが、一方では、油濁事故は発生したが、当基金の救済の仕組み上、対象にならなかった事案が少なからずあったことにも関係している。

即ち、平成4年11月下旬に千葉県富津市周辺ののり漁場に油が流入し、養殖中ののりに油臭被害が発生した。被害は板のり製品223万枚、4,700万円にのぼり油回収作業には500人余を動員した。しかしながら、海上保安庁がこの油を分析した結果やし油であることが判明し、原因

者は不明であったが当基金の救済の対象外となった。

12月上旬には、愛媛・広島両県境の瀬戸内海において漂流油がのり漁場周辺で発見され、被害の発生が心配されたが、尾道海上保安部の巡視艇が航走攬拌した結果、被害は未然に防止された。

また、12月下旬には、愛媛県宮窪町梶島沖ののり漁場に油が流入し養殖中ののりが、被害を受けたが、当基金の現地調査の結果、被害額が当基金の業務方法書で定める50万円に満たないため救済の対象外となった。

平成5年に入り1月初旬には、愛知県常滑市地先ののり漁場に油が流入し、当基金も現地調査に出動したが、折りからの時化により油が拡散され、のりも年末に摘採したばかりで葉体も伸びてなかつたため被害には至らなかった。

また、平成5年2月初旬には、同じく愛知県常滑市から美浜町地先ののり漁場に広範囲にわたりC重油が流入し、1億円を超える大被害が予想され、当基金も事故調査に赴いたが、間もなく原因者が判明し当基金の救済の対象外となつた。

このように、表面的には原因者不明の油濁による漁業被害は減少したようにみえるが、現実には油濁事故は後を断たず、いつ被害が発生しても不思議ではない状況である。

本年度に発生した定置網漁業の被害は、

平成4年6月中旬鹿児島県種子島地区の中種子町漁協管内の定置網漁場（定置網3カ統敷設）にタール状の油が流入したもので、うち2カ統に漁具被害と休漁被害が発生した。

なお、油の付着した魚は沖で選別廃棄処分されたため被害の立証ができなかつた。漁具被害額としては、最も汚染状態のひどい魚どり部分の箱網と身網のうち登り網部分を中心とした網の残存価格を認定した。休漁被害額としては、漁期末が近かったため休漁日数4.3日間（被害発生日から漁期末までの過去3年間の平均操業日数）を対象として、直近10日間の1日当たり平均漁獲金額から同じく事故により不要となる経費部分を控除して算出した額を認定した。この結果、被害額は、漁具被害1,297万円、休漁被害22万円、合計1,319万円となった。

上記の漁業被害に関する救済金の額は、13,194,864円となり、年度内に交付した。

2. 防除・清掃事業

平成4年度に防除・清掃事業の対象となった事故は、27件（1～12月）で、その認定額は8,598万円となり、件数では前年度を4件（13%）下回ったが、金額では2,291万円（36%）も上回った。

これは、青森、長崎の両県で広範囲にわたる大規模なオイルボールの漂着があつたことと、鹿児島県においても前年度を上回る規模の事故が発生したことによる

ものである。逆に、例年の常襲地である沖縄県は半減し、伊豆諸島に関しては油濁事故は皆無であった。

事故は、青森県から沖縄県にいたる9府県で発生したが、油の形状としては、オイルボールの漂着によるものが圧倒的に多く、液状油によるものは、のり養殖業の被害（平成4年2月）と併発したもの等が千葉県、山口県で、定置網漁業の被害と併発したもの等が鹿児島県、長崎県で、件数の22%、金額の10%を占めるに過ぎなかった。

発生場所としては、やはり鹿児島・沖縄両県が件数では63%を占めているが、例年と異なり金額では44%とその比重が低下した。これは、先にも述べたとおり沖縄諸島、伊豆諸島へのオイルボールの漂着が減少したのに対し、青森、京都、鳥取、島根、長崎等日本海から東シナ海にかけてのオイルボールの漂着が例年になく多く、件数では22%であったが、金額では52%とウェイトが増大したためである。特に、平成4年1月初旬に長崎県下で発生した油濁事故は、平戸地区から上五島にかけての13漁協管内に及ぶ大規模なものであり、また、平成4年12月下旬

から平成5年1月中旬にかけて青森県下で発生した事故は、下北半島から津軽半島を経て日本海側秋田県境にまで至る県下一円17漁協にわたる広範囲なもので、両件とも1件当たりの防除費としては異例の高額となった。

これらの油について、磯根資源等沿岸漁業への被害の発生を未然に防止するための海岸清掃作業、漁場、養殖いけすへの流入を食い止めるための船による航走攪拌、又は吸着マットによる吸着作業、のり漁場への流入後に発見され被害軽減のための汚染物の除去や払拭作業、回収した汚染物の廃棄作業等の防除・清掃事業を実施した。

発生時期は、8、9、10月を除く各月にわたっているが、本年は年初年末に大規模な事故が発生し、件数の85%（23件）が年の前半7月までに発生した。

以上の防除・清掃事業に要した防除費の総額は85,989,689円となり、予算額を上回ったため準備金をとりくずして支弁した。

被害発生状況

（単位：件、円）

件 数	認 定 額	漁業被害（4～3月）		防除・清掃（1～12月）	
		件 数	認 定 額	件 数	認 定 額
28	99,184,553	1	13,194,864	27	85,989,689

都道府県別発生状況

(単位:件、円)

区分 都道 府県別	件数	認定額	漁業被害(4~3月)		防除・清掃(1~12月)	
			件数	認定額	件数	認定額
青森	1	16,850,028	—	—	1	16,850,028
千葉	3	2,942,808	—	—	3	2,942,808
京都	1	238,206	—	—	1	238,206
鳥取	1	68,080	—	—	1	68,080
島根	1	513,861	—	—	1	513,861
山口	1	350,932	—	—	1	350,932
長崎	2	26,818,075	—	—	2	26,818,075
鹿児島	15	44,056,314	1	13,194,864	14	30,861,450
沖縄	3	7,346,249	—	—	3	7,346,249
合計	28	99,184,553	1	13,194,864	27	85,989,689

3. 調査啓蒙事業

(1) 油濁被害防止対策事業

油濁被害の発生を未然に防止し、又は軽減する対策を確立するための調査研究及び技術開発を行うため、油濁被害防止対策事業を前年度に引き続き実施した。

この事業は、研究者、学識経験者等からなる検討委員会を設置して、事業実施計画、実施結果等についての検討を行い、専門の調査機関に委託して実施した。

本年度実施した調査研究事業は、次のとおりである。

生物的油濁処理技術開発事業

漁場において発生した油濁事故の処理は、多くの場合オイルフェンス、吸着マット、油処理剤等を使用した物理・化学的

方法により行われているが、これらの方では、流出した油を完全には除去することが難しい。更に、油が岩礁、砂浜等に付着した場合は、その除去は特に困難である。

従って、最終的には、自然の浄化力に依存しているのが現状である。

この自然の浄化作用においては、微生物による分解が大きく働いている。

そこで、平成3年度から5年計画で石油分解微生物製剤の効果の解明、栄養素薬剤の活用、更には、安全な新規剤の開発等を含めた事業を実施することとした。

今年度は、前年度における情報資料の収集、文献調査、サンプルの入手及び基礎的試験を基として試験計画を立て、前

年度に引き続き各剤の効果の評価、毒性試験及び新規剤の開発のための基本的検討を行った。

(2) その他の調査啓蒙事業

ア. オイルボール漂着状況実態調査

オイルボールが常襲的に漂着する地域について、漂着が集中する時期の実態を関係県漁連の協力を得て調査し、被害の態様を明らかにするとともに、漂着オイルボール等を放置すれば再流出し、漁業被害発生の恐れがあるものについては防除・清掃事業を行うよう指導し、漁業被害の未然防止と漁場の保全を図った。

イ. 救済金等配分状況の検査

救済事業の円滑かつ適切な推進に資するため、当基金の救済対象となつた漁業被害の救済金及び防除費の交付金が申請者である漁協においてどのように配分されるのかの検査を、業務方法書第13条に基づき当基金の役職員及び当基金の委嘱する県漁連の職員により実施した。

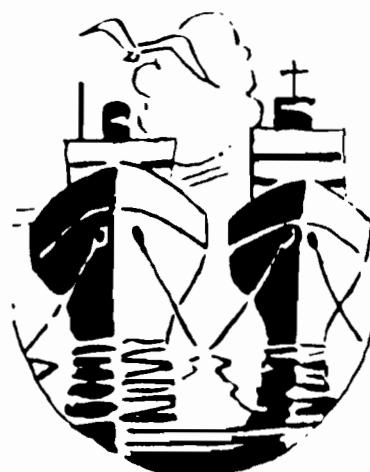
ウ. 啓蒙普及活動等について

(ア) 東京湾及び瀬戸内海における漁場油濁の防止対策に関するポスターの作成を前年に引き続き後援した。

(イ) 当基金の業務の動きを記した定期刊行物「油濁基金だより」を3回にわたり作成し、全国の漁協を始め関係期間へ配布し油濁

被害救済制度の普及に努めた。

(ウ) 瀬戸内海における油濁防止対策等を推進し、漁場の環境保全を図ることを目的として設立されている瀬戸内海漁場環境保全対策連絡会に当基金も参加、会議等に出席するなど油濁防止対策に係る啓蒙活動等に尽力した。



平成 4 年度漁場油濁被害発生図

(注) ◎印は、漁業被害及び防除清掃を示す。

無印は、防除清掃のみを示す。



平成4年度漁場油濁被害発生状況一覧表

(単位:円)

No.	県名・地区名	発生年月日	発生場所	被 壊 状 況	関 係 組 合	漁業被害認定額	防除清掃認定額	合 計 認 定 額
1	鹿児島県 屋久島地区	4. 4. 8	屋久町南部海岸 一帯	オイルボールが海岸に漂着、再流出して磯建網漁業や定置網に被害の恐れがあり清掃した。	屋久町漁協	—	689,518	689,518
2	鹿児島県 種子島地区	4. 4. 15	西之表市東海岸 一帯	オイルボールが海岸に漂着、再流出して磯建網漁業やトコブシ、天草に被害の恐れがあり清掃した。	西之表市漁協	—	2,602,160	2,602,160
3	鹿児島県 種子島地区	4. 4. 16	池間島地先海岸 一帯	オイルボールが海岸に漂着、再流出してモズク、ヒトエグサ等の採貝藻漁業に被害の恐れがあり清掃した。	池間漁協	—	3,234,021	3,234,021
4	鹿児島県 種子島地区	4. 4. 18	西之表市西海岸 一帯	オイルボールが海岸に漂着、再流出して磯建網漁業やトコブシ、天草に被害の恐れがあり清掃した。	西之表市漁協	—	2,873,720	2,873,720
5	島根県 出雲西部地区	4. 5. 27 4. 6. 10	平田市から大田市に至る地先海岸 一帯	オイルボールが海岸に漂着、再流出して地引網、定置網、採貝藻漁業に被害の恐れがあり清掃した。 ※注1	北浜漁協外 4 漁協	—	513,861	513,861
6	鹿児島県 種子島地区	4. 6. 11	南種子町地先海岸 一帯	オイルボールが海岸に漂着、再流出して磯建網漁業や定置網に被害の恐れがあり清掃した。	南種子町漁協	—	4,509,860	4,509,860
7	鹿児島県 種子島地区	4. 6. 19	中種子町東海岸 定置漁場	柔らかい油が漂流して定置網を汚染し、海岸にもゴミと共に漂着し、清掃した。	中種子町漁協	13,194,864	484,015	13,678,879
8	京都府 舞鶴都市地区	4. 6. 22 4. 6. 24	舞鶴市小橋漁協 地先海岸一帯	柔らかいオイルボールが海岸に漂着、再流し出して近傍の採貝藻漁業に被害の恐れがあり清掃した。	小橋漁協 網野町漁協	—	238,206	238,206
9	鳥取県 岩美郡	4. 6. 25	福部村地先海岸 一帯	柔らかいオイルボールが海岸に漂着、再流し出して地曳網や採貝藻漁業に被害の恐れがあり清掃した。	福部村漁協	—	68,080	68,080
10	鹿児島県 種子島地区	4. 7. 1	西之表市東海岸 一帯	オイルボールが海岸に漂着、再流出して磯建網漁業やトコブシ、天草に被害の恐れがあり清掃した。	西之表市漁協	—	2,075,500	2,075,500

注1：申請者 北浜漁協 大社町漁協 湖陵町漁協 久手漁協 鳥井漁協

(単位：円)

No	県名・地区名	発生年月日	発生場所	被 告 状 況	関係組合	漁業被害認定額	防除清掃認定額	合計認定額
11	長崎県 対馬西海岸地区	4. 7. 4 { 4. 7. 5	網島・峰町西部 漁協地先海岸 一帯	柔らかいオイルボールが海岸に漂着、定置網を汚染し、各種磯根資源に被害の恐れがあり清掃した。	網島漁協 峰町西部漁協	—	4,868,167	4,868,167
12	鹿児島県 種子島地区	4. 7. 20	中種子町東海岸 一帯	オイルボールが海岸に漂着、再流出して磯建網漁業やトコブシ、天草に被害の恐れがあり清掃した。	中種子町漁協	—	383,203	383,203
13	鹿児島県 奄美大島地区	4. 11. 4	大和村地先海岸 一帯	柔らかいオイルボールが海岸に漂着、放棄するに支障があり清掃した。	大和村漁協	—	2,197,320	2,197,320
14	沖縄県	4. 11. 17	池間島地先海岸 一帯	オイルボールがゴミ等と共に海岸に漂着、再放出して採目、採藻漁業に被害の恐れがあり清掃した。	池間漁協	—	2,514,638	2,514,638
15	沖縄県	4. 12. 19	渡名喜島地先海岸 一帯	オイルボールがゴミ等と共に海岸に漂着、再流出して採目、採藻漁業に被害の恐れがあり清掃した。	渡名喜村漁協	—	1,597,590	1,597,590
16	青森県 下北・日本海 各地	4. 12. 25 { 5. 1. 19	下北半島及び日本 本海沿岸一帯	大量のオイルボールが海岸に漂着してイワノリや磯根資材に被害の恐れがあり清掃した。	佐井村漁協外 16漁協 ※注2	—	16,850,028	16,850,028
17	鹿児島県 種子島地区	5. 2. 2	中種子町西 海岸一帯	柔らかいオイルボールが海岸に漂着、再放出して磯建網や小型定置網に被害の恐れがあり清掃した。	中種子町漁協	—	1,329,052	1,329,052
18	青森県 平内町地区	5. 2. 5	茂浦漁港沖合い 及び地先海岸	廃油が漂着、漂流してホタテ養殖やウニ、ナマコ等に被害の恐れがあり清掃した。	平内町漁協	—	159,195	159,195
19	鹿児島県 種子島地区	5. 2. 19	南種子町西海岸 一帯	オイルボールが海岸に漂着、再流出して磯建網漁業や定置網に被害の恐れがあり清掃した。	南種子町漁協	—	1,781,380	1,781,380

注2 : 申請者 佐井村漁協 奥戸漁協 小泊漁協 奥戸漁協 楓ヶ沢漁協 三厩漁協 車力漁協 深浦漁協 岩屋漁協 三厩漁協 岩屋漁協 赤石水産漁協 下前漁協
 大戸瀬漁協 脇元漁協 岩崎村漁協 岩崎村漁協 赤石水産漁協 下前漁協

(単位 : 円)

No	県名・地区名	発生年月日	発生場所	被 壊 状 況	関係組合	漁業被害認定額	防除清掃認定額	合計認定額
20	島石根地見地区	5. 3. 2	大田市から仁摩町に至る海岸一帯	柔らかいオイルボールが海岸に漂着、再流出してイワノリやワカメ養殖に被害があり清掃した。	仁摩町漁協 4漁協 ※注3	—	829, 540	829, 540
21	鳥東伯地取地区	5. 3. 17	北条町、大栄町地先海岸一帯	オイルボールが海岸に漂着、地曳網や漁船の揚げ降ろしに支障があり清掃した。	中部漁協	—	275, 322	275, 322
22	鹿児島種子島地区	5. 3. 25 5. 3. 27	西之表市、中種子町西海岸一帯	柔らかいオイルボールが海岸に漂着、再流出して磯建網や根付資源に被害があり清掃した。	西之表市漁協 中種子町漁船 南種子町漁船	—	17, 683, 215	17, 683, 215

(平成4年4月1日から平成5年3月31日まで) 22件

注3 : 申請者 仁摩町漁協 鳥井漁協 久手漁協 波根漁協 野波漁協

中央審査会の動き

◎平成4年度第4回中央審査会

平成5年3月14日、平成4年度第4回中央審査会が開催され鹿児島県奄美大島地区他4件の漁場油濁被害額の審査が行われた。

今回上程された案件は防除清掃のみのもの5件である。このうち、青森県下北・日本海地区については、下北半島から日本海沿岸の秋田県境までの10ヶ町村、17漁協管内に大量のオイルボールが漂着し、大規模な清掃作業が実施された事故で、地方審査会の検討を経て上程された。

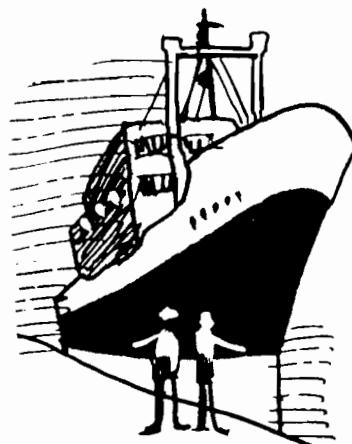
これら5件について厳正な審議検討の結果、別表(1)のとおり了承された。

また、定置網漁業の漁具被害額算定に係る基準について中央審査会専門委員会の検討結果を報告し、検討の結果別掲(21頁)のとおり基準が承認された。

◎平成5年度第1回中央審査会

平成5年5月14日、本年度第1回中央審査会が開催され青森県平内町地区他4件の漁場油濁被害額の審査が行われた。

今回上程された案件は防除清掃のみのものであり、厳正な審議検討の結果、別表(2)の通り了承された。



別表(1)

平成4年度第4回中央審査会 上程分

県・地区名	発生年月日	発生場所	関係漁協	被書内容	被害状況	
					認定額	漁業被害
鹿児島県 奄美大島地区	平成 4.11.4	大和村地先海岸一帯	大和村漁協	防除清掃	—	2,197,320 ^(H)
						柔らかいオイルボールが海岸に漂着、放置すると建網や漁船の上げ降しに支障があり清掃した。
沖縄県 池間島地区	4.11.17	池間島地先海岸一帯	池間漁協	"	—	2,514,638
						オイルボールがゴミ等と共に海岸に漂着、再流出して採貝、採藻漁業に被害があり清掃した。
沖縄県 渡名喜島地区	4.12.19	渡名喜島地先海岸一帯	渡名喜村漁協	"	—	1,597,590
						オイルボールがゴミ等と共に海岸に漂着、再流出して採貝、採藻漁業に被害があり清掃した。
青森県下北 ・日本海地区	4.12.25～ 5. 1.19	下北半島及び日本海沿岸一帯	別記17漁協	"	—	16,850,028
						大量のオイルボールが海岸に漂着し、再流出してイワノリや磯根資源に被害があり清掃した。
鹿児島県 種子島地区	5. 2. 2	中種子町西海岸一帯	中種子漁協	"	—	1,329,052
						柔らかいオイルボールが海岸に漂着、再流出して磯建網や小型定置網に被害があり清掃した。
合 計						24,488,628

別記関係17漁協：佐井村漁協 鮎作漁協 鰯ヶ沢漁協 小泊漁協 奥戸漁協 深浦漁協 岩屋漁協 車力漁協 三厩村漁協 下前漁協
 越漁協 大戸瀬漁協 脇元漁協 岩崎村漁協 赤石水産漁協 大間

別表(2)

平成5年度第1回中央審査会上程分

県・地区名	発生年月日	発生場所	関係漁協	被害内容	被 害 状 況	
					認定額	防除清掃
青森県 平内町地区	平成5. 2. 5	茂浦漁港沖及び地先海岸	平内町漁協	防除清掃	—	159,195 ⁽¹⁾
鹿児島県 種子島地区	5. 2.19	南種子町西海岸一帯	南種子町漁協	〃	—	1,781,380
島根県石見地区	5.3.2～ 5. 3.12	大田市から仁摩町に至 る海岸一帯	別記5漁協	〃	—	829,540
鳥取県東伯地区	5. 3.17	北条町、大栄町地先 海岸一帯	中部漁協	〃	—	275,322
鹿児島県 種子島地区	5.3.25～ 3.27	中種子町東海岸を除く 地先海岸全域	西之表市漁協 中種子町 南種子町	〃	—	17,683,215
合 計						20,728,652

別記関係5漁協：仁摩町漁協 烏井漁協 久手漁協 波根漁協 野波漁協

役員の選任について

去る平成5年3月17日開催の平成4年度第2回評議員会において、任期満了に伴い役員が選任され、次期理事による互選の結果、下記のとおりとなつた。

役 職	新	旧
理 事 長	宮 原 九 一 (三重県漁業協同組合連合会 会長理事)	同 左
専 務 理 事	大 橋 孝 治	同 左
理 事	池 尻 文 二 (全国漁業協同組合連合会 会長理事)	同 左
理 事	横 峯 平 一 (^社 千葉県漁業振興基金 理事長)	同 左
理 事	内 田 公 三 (^社 経済団体連合会 常務理事)	同 左
理 事 (常 勤)	桑 田 忠 義	同 左
監 事	森 川 貫 (^社 大日本水産会 専務理事)	同 左

(任期は、平成5年4月10日から平成7年4月9日まで)

評議員の委嘱について

1 去る平成5年2月24日開催の平成4年度第3回理事会において、任期満了に伴う評議員の委嘱について承認され、下記のとおり委嘱された。

評議員名	所属	備考
石垣信一	石油連盟 環境安全委員会 委員長	再任
高木勇	電気事業連合会 専務理事	再任
田辺淳也	日本内航海運組合総連合会 理事長	再任
高宮信夫	(社)日本船主協会 法規専門委員会 委員長	再任
菅原昭	全国漁業協同組合連合会 専務理事	再任
杉森晋	全国共済水産業協同組合連合会 副会長	再任
橋本隆	全国漁業共済組合連合会 専務理事	再任
山内静夫	漁船保険中央会 副会長	再任
橋萬藏	(財)中央漁業操業安全協会 専務理事	再任
九鬼隆正	全国海苔貝類漁業協同組合連合会 専務理事	再任
小山厚生	千葉県水産部水産課 課長	新任
平良幸男	沖縄県農林水産部漁政課 課長	新任

(任期は、平成5年3月6日～平成7年3月5日まで)

2 小山厚生氏は平成5年4月19日付けをもって、当基金の評議員を辞任されたので、新任の海保宣之氏を後任の評議員として委嘱し、平成5年4月30日付けで就任した。

新	旧
海保宣之 千葉県水産部水産課 課長	小山厚生 (同左)

(任期は、前任者の残任期間平成7年3月5日まで)

中央漁場油濁被害等認定審査会委員の委嘱 について

去る平成5年5月25日開催の平成5年度第1回理事会の承認を得て、理事長が委嘱した中央審査会委員は、下記のとおり。

委 員 名	所 属	備 考
加 藤 正 夫	石油連盟 技術環境部長	再 任
中 村 恒 夫	(社)日本鉄鋼連盟 環境管理部長	再 任
西 村 健 一	全国内航タンカー海運組合 保険委員	新 任
吉 田 進	(社)日本船主協会 法規専門委員会委員	再 任
前 田 優	北部太平洋まき網漁業協同組合連合会 会長	再 任
生 明 登	全国漁業協同組合連合会 常務理事	再 任
島 内 寿 之	全国海苔貝類漁業協同組合連合会 常務理事	再 任
中 園 達 哉	全国漁業共済組合連合会 代表監事	再 任
塚 田 三 男	日本船主責任相互保険組合 損害調査一部部長代理	再 任
成 田 健 治	弁護士	再 任
小 川 洋 一	弁護士	再 任
瀬 尾 信 雄	弁護士	再 任

(任期は、平成5年7月1日から平成7年6月30日まで)

(基金記事)

(お願い)

油の流出事故確認情報について (どんな小さな事故でもお知らせ下さい)

このたび、油濁基金では油の流出事故による漁業被害等の情報を把握し、より充実した資料の収集、整理を行い、漁場油濁の防止及び漁場油濁による被害の救済に関する知識の普及に努めるため、油の流出事故に関する情報収集を行うこととしました。つきましては、原因者不明で当基金の救済の対象となるものを除き、原因者判明のもの等につきましての確認情報を別紙様式により報告願いたくよろしくお願ひ致します。

記

1. 確認された情報を、その都度別紙様式により報告して下さい。
2. 漁協（漁業者）から連絡のあった、海での油の流出（含む、海岸線へのオイルボール漂着）事故について
 - (1) 原因者が判明している場合
 - (2) 漁業被害の有、無
 - (3) 油の流出規模（含む、漁業被害が50万円未満のもの）に拘らず確認された情報を報告して下さい。
3. 原因者が判明しない漁場油濁被害で、当基金の救済金等の支給の対象となる場合には、この確認情報による報告の

必要はありませんが、当基金の業務方法書に定める発生報告書等の各種手続きは従来の通り必要です。

4. 漁協等で確認された情報は、漁連を経由して当基金あて郵送又はFAXのいずれかの方法で報告して下さい。

送付先

〒101 東京都千代田区内神田 2-2-1
(鎌倉河岸ビル 6 階)
財団法人 漁場油濁被害救済基金

☎ (03) 3254-7033

FAX (03) 3254-3978

(別紙様式)

油の流出（含む、海岸線へのオイルボール漂着）確認情報

報告年月日 年 月 日

報告者（漁連名）

事 項	内 容	備 考
1. 発見日時	年 月 日 時頃	
2. 発生場所		
3. 通報した機関 日時		
4. 油の流出範囲 (現場の状況)		
5. 油の種類 (含む、オイル ボール)		
6. 事故に関係する 漁協名		
7. 漁業への被害の 有無	(有・無 有の場合)	
8. 原因者判明の有 無	(有・無 有の場合)	

(記入上の注意)

1. 「発見日時」、「発生場所」は、油の流出を確認した日時及び確認した場所を記入して下さい。また、事故の詳細が判明したときは、事故発生の日時と事故原因等を備考欄に記入して下さい。
2. 「通報した機関・日時」は、通報した海上保安部、署名の名称及び年月日、時間を記入して下さい。
3. 「油の流出範囲」は、幅、長さ等漂着、漂流の範囲及び現場海域（海岸）の状況、地形等を記入して下さい。
4. 「油の種類」は、液状油（種類、濃度等）及びオイルボール（形、大きさ、
- 硬軟等）を記入して下さい。
5. 「漁業被害の有・無」は、該等する所に○印をつけ、漁業被害が有の場合には、被害を受けた漁業種類を具体的に記入して下さい。
6. 「原因者判明の有・無」は、該等する所に○印をつけ、原因者判明の有の場合には、原因者の事業種類等を具体的に記入して下さい。
7. 原因者不明であって、漁業被害或いは防除、清掃の必要性がある場合は、当基金の業務方法書で定めた報告書等を別途提出して下さい。

(官庁等人事異動)

官 庁 人 事 異 動

所 属	発令年月日	職 名	新任者名	前任者名
水産庁	H 5. 4. 1	研究部 漁場保全課 課長補佐	須田 健二	佐久間 徹
水産庁	H 5. 4. 1	研究部 漁場保全課 係長		田中 健二
水産庁	H 5. 4. 1	研究部 漁場保全課	鈴木 光夫	
運輸省	H 5. 4. 1	海上交通局 総務課 補佐官	内海 佑二	西村 光徳
運輸省	H 5. 6. 25	海上交通局 総務課 課長	東沢 聰	土橋 正義

なお、平成5年7月1日付けで通商産業省の機構改革が実施され、当基金所管局が「立地公害局・環境政策課」から「環境立地局・環境政策課」に改められました。

基 金 人 事 異 動

1 退 職

発令年月日	氏 名	摘 要
H 5. 3. 31	宇津木 隆 司	参 与

(編集後記)

○ 随想「オイルボール清掃に思う」では、青森県小泊漁協の橋本課長にお願いして手記を寄せて頂きました。沿岸漁業者の海に対する思いやりと油濁に対する怒りの声がひしひしと伝わったことと思います。

関係者の皆様、厳しい真冬の防除清掃作業大変ご苦労様でした。

これからも、現場で油濁被害と格闘する方々の声を本誌を通じ全国の皆様に伝えていけたらと思っております。

○ 本号では、平成4年度における当基金の事業概要を報告いたしました。

これによりまして原因者不明の油濁被害の全国的な発生状況がお判り頂けたことと思います。

○ 油濁基金参与宇津木隆司氏が、3月末で退職されました。宇津木氏は昭和63年7月16日より4年8ヶ月半にわたり油濁基金に勤務されました。

そのご苦労に対しころより、感謝申し上げます。ご苦労さまでした。



人海戦術による漂着油の除去作業風景（勿来海岸）
(平成5年5月31日発生、塩屋埼沖船舶衝突事故より)

写真提供：福島県

(人物紹介)



鹿児島県漁業協同組合連合会
総務指導室漁政対策課
主任 阿久根正博

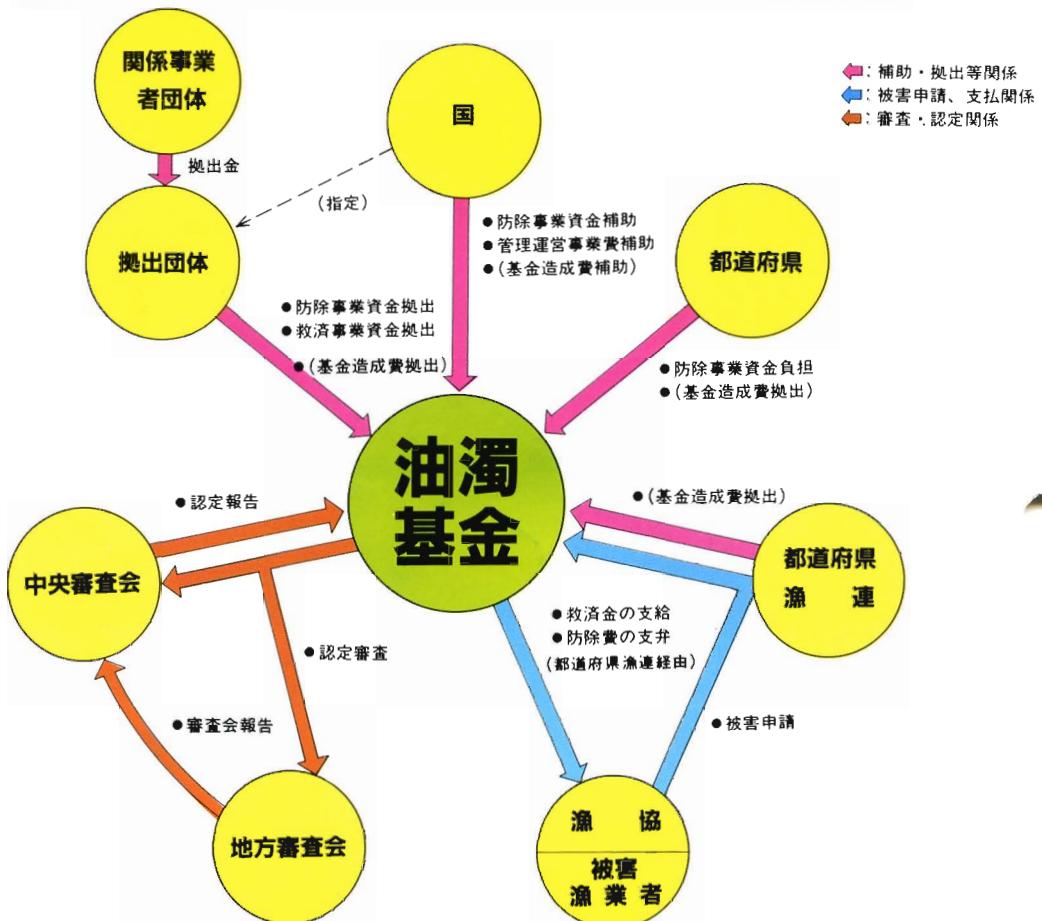
～ 油濁の担当になって～

はじめまして。平成4年6月、信漁連から漁連へ人事異動となり早一年過ぎました。

さて、私の所属する漁政対策課では、課内全員に油濁の業務を主担当として経験させるという方針があり、まだ担当していない私にお鉢が回ってきた訳ですが、今年5月より担当となって初めての仕事が奄美大島及び熊毛地区の救済金等配分検査とオイルボール等漂着状況実態調査です。ちなみに私が離島の漁協に行くのは、昭和61年7月、信漁連に入会して以来、今回がはじめての事です。

最後に、油濁救済制度に感謝しつつ、この制度が未永く存続することを関係者皆様にお願い申し上げます。

漁場油濁被害救済制度のしくみ



拠出 団 体

農林水産省関係
通商産業省関係

(社)大日本水産会
石油連盟
(社)経済団体連合会
(社)日本貿易会
日本アンモニア協会
(社)日本ガス協会
(社)日本船主協会
財日本船舶振興会

運輸省関係

電気事業連合会
(社)日本電機工業会
(社)日本産業機械工業会
日本化学繊維協会
日本内航海運組合総連合会

(社)日本鉄鋼連盟
(社)日本自動車工業会
石油化学工業協会
(社)セメント協会
(社)日本旅客船協会

発行日 1993年7月

発行所 財団法人 漁場油濁被害救済基金

住 所 〒101 東京都千代田区内神田2-2-1

鎌倉河岸ビル6階

電 話 03-3254-7033

ファックス 03-3254-3978 F